

岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）による特定教育・保育施設の整備に要する費用につき交付する岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（条例及び規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和43年条例第43号）及び岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、社会福祉法人等が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園の施設のうちの各号に該当するものであって、国の就学前教育・保育施設整備交付金（以下「国の交付金」という。）又は大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（以下「府の補助金」という。）の交付を受けて整備する事業（以下「事業」という。）とする。

- (1) 特定教育・保育施設の基準が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第1項第1号及び第3号の規定に基づく基準に適合するもの
- (2) 施設の創設等に要する費用について、財源及び土地の確保が確実であり、かつ、事業の効果が十分期待できるもの
- (3) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する経費のうち、別表第1の費目ごとに定める経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる基準により算定した額を合計した額とする。ただし、当該各号により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、それぞれこれを切り捨てるものとし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 国の交付金の交付を受けて市が交付する補助金の額は次のとおりとする。
 - ア 国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「国の交付要綱」という。）の8（1）ア又は（2）アに該当する事業にあっては、国の交付金の額に8分の9を乗じて得た額
 - イ 国の交付要綱の8（1）イ、（2）イ、（4）、（5）のいずれかに該当する事業にあっては、国の交付金の額に2分の3を乗じて得た額

(2) 府の補助金の交付を受けて市が交付する補助金の額は次のとおりとする。

ア 国の安心こども基金管理運営要領（以下「要領」という。）別添1 3（1）に該当する事業にあっては、府の補助金の額に8分の9を乗じて得た額

イ 要領別添1 3（2）に該当する事業にあっては、府の補助金の額に2分の3を乗じて得た額

（協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）は、事業に係る工事（以下「工事」という。）に着手する日の1箇月前までに、協議書（様式第1号）により、市長と協議しなければならない。ただし、複数年で整備する事業については、2年目以降の工事を除く。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第5条の規定による補助金等交付申請書は、補助金交付申請書（様式第2号）とする。

（着工届）

第8条 補助事業者は、申請に係る工事に着手した日から10日以内に着工届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、複数年で整備する事業については、2年目以降の工事を除く。

（状況調査）

第9条 市長は、当該工事が設計図書に適合しているかどうかの状況調査を行い、適合していないと認める場合は、工事の改善を命ずるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の実績報告は、実績報告書（様式第4号）を事業が完了した日の翌日から起算して30日又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに提出することにより行う。ただし、補助金交付決定をした日の属する年度内（以下「年度内」という。）に事業を完了できないときは、規則第13条後段の規定により年度内の事業の進捗に合わせて実績報告書を提出するものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

第11条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを事業完了後10年間保管するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の額の確定前に、規則第6条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知又は補助金の交付決定通知を受けた後、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間)

第13条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）の例による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 岸和田市立認定こども園施設整備支援事業費補助金交付要綱及び岸和田市特定教育・保育施設整備費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要綱により決定された補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

費目	対象経費
本体工事費	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）。ただし、別の補助金等において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （大規模修繕は仮施設整備工事費のみ対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効果的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

岸和田市就学前教育・保育施設整備協議書

岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金について、関係書類を添えて協議いたします。

1. 施 設 名

2. 施設の所在地

3. 設置主体

4. 整備の内容

5. 添付書類

- （1）歳入歳出予算書（案）
- （2）設計図書（平面図、立面図等）
- （3）工事の工程表・工事設計監理内訳書
- （4）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金交付申請書

岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金を受けたいので、岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|------------|-----------|---|
| 1. 補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2. 申請額算出内訳 | 別紙 1 のとおり | |
| 3. 事業計画書 | 別紙 2 のとおり | |
| 4. 歳入歳出予算書 | 別紙 3 のとおり | |

別紙 1

岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金算出内訳表【令和 年度】

施設名 (設置主体)	区分	総事業費 (a)	対象経費 (b)	当該年度の 進捗率 (単年度事業 は100%) (c)	当該年度の 総事業費 (d) (a) × (c)	当該年度の 対象経費 (e) (b) × (c)	国・府 補助率 (f) 1/2=1 2/3=2	(b) × 補助率 1/2又は2/3 (g)	国・府補助 基準額 (h)	国・府 補助金額 (i) (g)計と(h)計を 比較し小さい方 のそれぞれの額 (千円未満切捨 て)	市負担額 (j) 補助率1/2のと きは(i) × 3/2 補助率2/3のと きは(i) × 9/8 (千円未満切捨 て)	当該年度の 国交付金額 (k)	当該年度の 市補助金 交付金額 (l)
	創設 (教育部分)			%			1						
	創設 (保育部分)						2						
計													

(参考)	年 度	進捗率	備 考
	令和 年度	%	
	令和 年度	%	

※ 総事業費 (a)、対象経費 (b)、国・府補助基準額 (h) の積算資料を添付すること。

事業計画書

1 実施施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 施設の所在地

(3) 施設の種別

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 事業の目的及び効果

(6) 入所（利用）定員 (人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
整備前							
増減							
整備後							
うち1号定員							

(7) 補助事業完了予定年月日 年 月 日

2 施設整備の内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費、仮設施設整備工事費を除く。）

(ア) 敷地面積 m^2

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買取（予定）地の別）

(ウ) 整備区分

(エ) 建物の面積 建築面積 m^2 延べ床面積 m^2

(オ) 建物の構造 造

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物面積 建築面積 m^2 延べ床面積 m^2

(イ) 建物の構造 造

(ウ) 建築年月日 年 月 日

(エ) 補助金の区分（ 年度 市補助金・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分年月日 年 月 日

ウ 仮設施設整備工事

(ア) 建物面積 建築面積 m^2 延べ床面積 m^2

(イ) 建物の構造 造

(2) 実工事費内訳

① 本体工事費	円
② 工事事務費	円
③ 実施設計費	円
④ 特殊附帯設備工事費	円
⑤ 解体撤去工事費	円
⑥ 仮施設設整備工事費	円
⑦ その他の工事費	円
⑧ 合計	円

(3) 財源内訳

①市補助金	円
②その他補助金	円
③設置者負担金	円
(内 訳)	
一般財源 (自己資金)	円
借入金	円
寄付金	円
その他	円
④合 計	円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別						
イ 契約予定年月日	年	月	日			
ウ 着工予定年月日	年	月	日			
エ 竣工予定年月日	年	月	日			
オ 事業開始予定年月日	年	月	日			
カ 進 捗 率	年度	%・	年度	%		
キ 解体撤去工事関係						
(ア)直営・請負の別						
(イ)着工予定年月日	年	月	日			
(ウ)完了予定年月日	年	月	日			
ク 仮施設設整備工事関係						
(ア)直営・請負・賃貸借の別						
(イ)工事予定期間	年	月	日～	年	月	日
(ウ)仮施設設の使用予定期間	年	月	日～	年	月	日
ケ その他参考事項	〔 〕					

別紙3

法人名
施設名
代表者氏名

年度 岸和田市就学前教育・保育施設建設特別会計歳入歳出予算書

(収 入)

自 己 資 金	円
福祉医療機構借入金	円
年度市補助金	円
その他の	円
計	円

(支 出)

本体工事費	円
工事事務費	円
実施設計費	円
特殊附帯設備工事費	円
解体撤去工事費	円
仮施設整備工事費	円
その他対象外工事費	円
計	円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

所在地
名称
代表者氏名

年度 岸和田市就学前教育・保育施設整備事業着工届

みだしのことについて、下記のとおり着工したので届け出ます。

記

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 総事業費
4. 事業着工年月日
5. 事業完了予定年月日
6. 請負業者の住所氏名

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度 岸和田市就学前教育・保育施設整備事業実績報告書

年 月 日付 岸和田市指令 第 号で交付決定を受けた、
年度岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金に係る事業実績について、
次の関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|------------|---------|
| 1. 補助金清算書 | 別紙1のとおり |
| 2. 事業実績報告書 | 別紙2のとおり |
| 3. 歳入歳出決算書 | 別紙3のとおり |

別紙 1

岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金清算書

【令和 年度】

施設名 (設置主体)	区分	総事業費 (a)	対象経費 (b)	当該年度の 進捗率 (単年度事業 は100%) (c)	当該年度の 総事業費 (d) (a) × (c)	当該年度の 対象経費 (e) (b) × (c)	国・府 補助率 (f) 1/2=1 2/3=2	(b) × 補助率 1/2又は2/3 (g)	国・府補助 基準額 (h)	国・府 補助金額 (i) (g)計と(h)計を 比較し小さい方 のそれぞれの額 (千円未満切捨 て)	市負担額 (j) 補助率1/2のと きは(i) × 3/2 補助率2/3のと きは(i) × 9/8 (千円未満切捨 て)	当該年度の 国交付金額 (k)	当該年度の 市補助金 交付金額 (l)
	創設 (教育部分)			%			1						
	創設 (保育部分)						2						
計													

(参考)	年 度	進 捗 率	備 考
	令和 年度	%	
	令和 年度	%	

※ 総事業費 (a)、対象経費 (b)、国・府補助基準額 (h) の積算資料を添付すること。

別紙 2

事業実績報告書

1 実施施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 施設の所在地

(3) 施設の種別

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員 (人)

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
整備前							
増減							
整備後							
うち 1 号定員							

(6) 補助事業完了年月日 年 月 日

2 施設整備の内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費、仮設施設整備工事費を除く。）

(ア) 敷地面積 m^2

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買取地の別）

(ウ) 整備区分

(エ) 建物の面積 建築面積 m^2 延べ床面積 m^2

(オ) 建物の構造 造

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物面積 建築面積 m^2 延べ床面積 m^2

(イ) 建物の構造 造

(ウ) 建築年月日 年 月 日

(エ) 補助金の区分（ 年度 市補助金・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分年月日 年 月 日

ウ 仮設施設整備工事

(ア) 建物面積 建築面積 m^2 延べ床面積 m^2

(イ) 建物の構造 造

(2) 事業費総額

①	本体工事費	円
②	工事事務費	円
③	実施設計費	円
④	特殊附帯設備工事費	円
⑤	解体撤去工事費	円
⑥	仮施設整備工事費	円
⑦	その他の工事費	円
⑧	合計	円

(3) 施工期間

ア	契約年月日	年	月	日			
イ	着工年月日	年	月	日			
ウ	竣工年月日	年	月	日			
エ	事業開始年月日	年	月	日			
オ	進捗率	年度	%・	年度	%		
カ	解体撤去工事関係						
	(ア) 着工年月日	年	月	日			
	(イ) 完了年月日	年	月	日			
キ	仮施設整備工事関係						
	(ア) 工事期間	年	月	日～	年	月	日
	(イ) 仮施設の使用期間	年	月	日～	年	月	日

3 その他参考事項

[]

別紙3

法人名
施設名
代表者氏名

年度 岸和田市就学前教育・保育施設建設特別会計歳入歳出決算書

(収 入)

自 己 資 金	円
福祉医療機構借入金	円
年度市補助金	円
その他の	円
計	円

(支 出)

本 体 工 事 費	円
工 事 事 務 費	円
実 施 設 計 費	円
特殊附帯設備工事費	円
解体撤去工事費	円
仮施設整備工事費	円
その他対象外工事費	円
計	円

様式第 5 号（第 12 条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

年度 岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金交付請求書

岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付 岸和田市指令 第 号に基づく補助金

交 付 確 定 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

補助金は下記口座へ振り込んで下さい。

金融機関名			
支 店 名			
口 座 番 号		種 別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口 座 名			